

山口大学医学部耳鼻咽喉科同門会会則

昭和53年11月	3日	制定
昭和54年12月	1日	一部改定
平成13年	3月24日	改定
平成14年	3月16日	一部改定
平成15年	3月8日	一部改定
平成16年	4月10日	改定
平成24年	4月7日	一部改定

第1条 (名称および事務局)

本会は山口大学医学部耳鼻咽喉科同門会(迷路会)と称し、事務局を山口大学医学部耳鼻咽喉科に置く。

第2条 (組織)

本会は山口大学医学部耳鼻咽喉科の旧ならびに現在在籍者(医師)、その縁故者を以て組織する。

第3条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図り、学識の向上に資し、かつ教室の発展のために行なう諸事業の達成に協賛する等を以て目的とする。

第4条 (総会)

本会は定期総会を毎年1回開催することが出来る。総会は事業報告、会計報告、会則の変更およびその他の重要事項を決定する。なお必要に応じ臨時総会を開催することができる。

第5条 (役員)

本会に次の役員を置く。

会長 1名、理事(専任理事および学外理事) 若干名、監事 2名、幹事 若干名、専任理事、幹事以外は会員中で選出され、総会で承認する。任期は2年とし、再任を妨げない。

会長は、理事会で互選する。

第6条 (役員の仕事)

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 専任理事は、主任教授、及び准教授(または講師)として、学術及び庶務を担当する。
- 3 学外理事は、会長の委嘱を受け、会務を分担執行する。
- 4 監事は、会務を監査する。
- 5 幹事は、学内の会員に委嘱し、会長を補佐し、会の実務を行う。

第7条 (名誉会長)

本会は当教室の教授であった人を名誉会長に推薦する。

第8条 (顧問)

本会は会長または他大学の教授であった人を顧問に推薦する。

第9条 (会費)

本会の費用は会員の会費(別に定む)及び有志の篤志寄付による。

第10条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第11条 (会則の変更)

本会々則の変更は理事会で審議し、総会の決議を経なければ変更できない。

細則

平成13年 3月24日 制定

平成24年 4月 7日 一部改定

- 1 学外理事は、教室後援、同門会誌(迷路会誌)、会計、レクリエーションの各役務を担当する。
- 2 本会の年会費は以下の通りとする。

開業会員 10,000円

勤務会員 6,000円

在宅会員 3,000円

なお、在宅会員とは停年となった勤務医、または閉院した本会員で、80歳未満のものをさす。

- 3 会費は実情(高齢、病気等)を考慮して、免除とすることがある。